

植物防疫所 『植物防疫情報』

<http://www.maff.go.jp/pps/>

No.19

発行所：農林水産省 那覇植物防疫事務所
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1
那覇港湾合同庁舎内
TEL 098-868-0715
ISSN 2186-1625

平成27年11月24日現在

植物防疫所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する以下の最新情報を提供しています。

【法令改正関係情報】

- 【国内】「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」が定められました（平成27年11月13日）（7ページ「お知らせ」参照）
- 【輸入】植物を輸入できる港に「津港」が追加されました（平成27年10月19日）
- 【輸入】ベトナム産カッチュー種のマンゴウ生果実の輸入が条件付きで解禁されました（平成27年9月17日）

【植物検疫関係情報】

- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の輸出条件早見表、検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、韓国の条件を更新しました（平成27年11月20日）
- 【輸出】奄美大島におけるミカンコミバエ種群の発生に伴い、韓国の植物検疫条件が変更されました（平成27年11月20日）
- 【国内】ミカンコミバエ種群の誘殺状況を掲載しました（平成27年11月18日）
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（平成27年産りんご・なし）を更新しました（平成27年10月28日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報の韓国の情報を更新しました（平成27年10月15日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報の米国、カナダ及びチリの情報を更新しました（平成27年10月9日）
- 【輸出】輸出関連情報の二国間協議により検疫条件が定められている品目に「ベトナム向けりんご生果実」を掲載しました（平成27年9月16日）
- 【輸出】各国の輸入規則等詳細情報にブラジルの情報を新たに掲載しました（平成27年9月14日）

目 次

* 法令改正関係情報、植物検疫関係情報 -平成27年11月24日現在-	表紙
* はじめてのNACCS植物検疫関連業務（APS）申請 ～輸出編～	1
* 品目別に発見される病害虫とその傾向について ～サカキ属・ヒサカキ属切枝～	3
* 国際郵便で植物を輸入する方へ ～国際郵便のルール～	4
* ペルー産条件付きアボカド生果実の本邦初輸入	5
* 愛知県海部郡で発生が確認されたクロジャコウカミキリ（ <i>Aromia bungii</i> ）について	5
* 小学生を対象とした植物検疫の体験会	6
* 福岡支所で増加する輸出青果物について	6
* 大学生・研究者を対象に植物検疫の講演を実施	7
* 奄美大島などでミカンコミバエ種群が発生しました	7

はじめてのNACCS 植物検疫関連業務(APS)申請 ～輸出編～

1.NACCS 植物検疫関連業務(APS)とは

NACCS 植物検疫関連業務(APS)とは、以前 PQ-NETWORK として運用していたオンライン輸出入植物検査申請システムを、平成 25 年に NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)に統合したシステムで、植物の輸入検査及び輸出検査の申請をオンラインで 24 時間いつでも行うことができるシステムです。

利用には二つの方法があり、NACCS 会員が利用できる NACCS パッケージソフトの機能を使う方法と、NACCS 会員以外でも後述する利用者 ID の取得をすることで利用できるインターネットを使った Web 版 NACCS(APS)による方法が用意されています。

2. オンライン検査申請の利用状況

平成 26 年度の輸入検査申請(貨物)は 638,141 件、輸出検査申請(貨物、手荷物、郵便物)は

76,160 件あり、そのうち NACCS(APS)によるオンライン申請の利用率は、輸入が 96%、輸出が 70%でした。

輸入検査申請の多くがオンライン申請を利用している一方、輸出検査申請は紙による申請が全体の 30%を占めています。

オンライン申請を利用すると、次回からは過去の申請情報を利用することにより、一部項目の入力を省略することができるので、定期的に輸出をしている場合にはスピーディな検査申請が可能になります。

今回は、Web 版 NACCS(APS)を用いた輸出検査申請方法を紹介します。

3. 輸出検査申請をしてみよう

検査申請登録のためには品物の宛先や植物の種類、数量の入力が必要ですが、NACCS(APS)には「一時保存」の機能があるので申請前に入力の練習をすることもできます。

図 1 ログイン画面

まずは利用者 ID を取得しましょう。ID は、植物防疫所のホームページ「電子申請窓口」から簡単に取得できます。(NACCS 会員の方は NACCS ID を使ってログインができます。NACCS ID で利用する場合、会社名和文などの利用者情報を追加してください。)

ログイン画面(図 1)には、画面ごとの操作説明「システム操作マニュアル」や申請時に使用する輸入国名や植物の種類・名称などの「申請関係コード集」、システム操作マニュアルよりも簡易な説明「入力解説書」へのリンクを設置していますので、画面上に開いておくとう便利です。

ログイン後の画面は、輸入検査の操作と輸出検査の操作に分かれています。輸出検査の申請は画面右側の「検査申請の内容を登録する」をクリックして進みます。

申請情報の入力画面(図 2)では、コードを使用して入力する箇所があります。先述の「申請関係コード集」を参照してください。欄ごとの入力内容は「入力解説書」に解説されています。

入力された内容は、基本的に、検査合格後に発行される検査証明書にそのまま記載されます。植物の種類・名称などを入力するシートでは、コードを入力し、検索することで他の項目の入力を省略できます。また、英字などの表記はインボイスなどの関係書類の表に合わせ修正することもできます。

入力が終わったら、「申請」ボタンをクリックすると申請先の植物防疫所に送信されます。ここで「一時保存」ボタンをクリックすると、入力作業の途中結果を一時的に保存することができます。

ここまで NACCS (APS) を使った輸出検査申請の流れを簡単に説明してきましたが、いかがでしたでしょうか。この機会にオンライン申請を始めてみませんか。

図 2 申請情報の入力画面



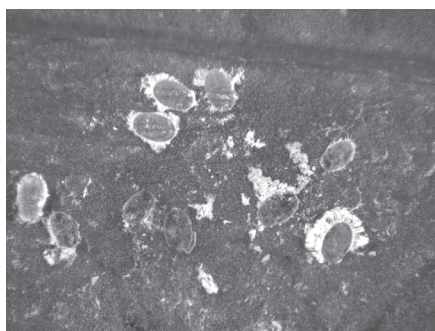
品目別に発見される病害虫とその傾向について ～サカキ属・ヒサカキ属切枝～

サカキ、ヒサカキは神事や仏事で馴染み深い植物ですが、日本には大量のサカキ、ヒサカキが海外から輸入されています。今回はこのサカキ属、ヒサカキ属切枝の輸入検査で発見される害虫について紹介します。

サカキ属切枝は中国から年間約 4.3 億本、ヒサカキ属切枝は中国と韓国から年間約 4.5 億本が輸入されており、これらの輸入検査ではカメムシ目、チョウ目、ハエ目、アザミウマ目、ハチ目、ダニ目、マイマイ目など、様々な害虫が発見されています。

カメムシ目

カメムシ目は、サカキ属、ヒサカキ属の輸入検査で最も多く発見される害虫のグループです。サカキ属からはコナジラミ科のサカキコナジラミモドキ (*Rusostigma tristylii*) やチャトゲコナジラミ (*Aleurocanthus camelliae*)、マルカイガラムシ科、カタカイガラムシ科などが、ヒサカキ属からはコナジラミ科の *Aleuroclava guyavae* やマーラットコナジラミ (*Aleurolobus marlatti*)、マルカイガラムシ科やカタカイガラムシ科などが、いずれも葉や枝の表面から発見されています。また、ヨコバイ科、ハゴロモ科も発見されています。

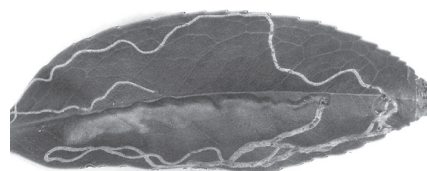


コナジラミ科の一種

チョウ目

サカキ属、ヒサカキ属のいずれからでも、葉に食入するホソガ科の幼虫や、葉を綴るハマキガ科の幼虫が発見されます。ヒサカキ属から発見されるホソガ科は、その多くがヒサカキホソガ (*Borboroctis euryae*) と同定されています。しかし、この種は中国における分布や近縁種の情報が少な

く、正確に同定するためには幼虫を飼育して成虫を羽化させ、その交尾器を観察する必要があります。同定には時間を要します。



ホソガ科幼虫食害痕

ハエ目

ハエ目ではタマバエ科の幼虫が発見されています。また、葉や枝に幼虫が食入した虫こぶ(ゴール)が見つかることもあります。これまでに *Dasineura* 属の一種や、*Cecidomyiini* 族や *Asphondyliini* 族の一種が発見されています。タマバエ科の種の識別には雄成虫の交尾器、胸骨と呼ばれる幼虫の前胸腹面にあるキチン化部や腹部末端の感覚器など、複数の特徴の確認が必要なことや、中国産タマバエ科の分類に関する情報が少ないことから、種までの同定は困難です。



サカキの輸入検査

以上のように、輸入されるサカキ属、ヒサカキ属からは多様な害虫類が発見されており、消費用植物ではあるものの仏花として屋外に飾られる機会も多いことから、国内未発生の害虫類がこれらに付着して日本へ侵入するリスクは高いといえます。このため、植物防疫官は日頃から識別・同定の資料を整備するとともに新しい情報の収集に努め、これら害虫の侵入を阻止するために細心の注意を払って検査を行っています。

(名古屋植物防疫所コンテナー貨物担当)

国際郵便で植物を輸入する方へ ～国際郵便のルール～

最近、海外から衣類、化粧品、健康食品など様々なものが、インターネット上で簡単に購入できるようになりました。注文した品物の多くは国際郵便物（小包・EMS（Express Mail Service））で手元に届きます。しかし、これらの品物に植物類が入っている場合は注意が必要です。例えば、近年話題となっている健康食品のチアシードやキヌアは植物の種なので、輸入には植物検疫が必要です。海外から輸入される果物、野菜、穀類・豆類、香辛料、薬用植物、野菜・草花の種、球根・苗木類などの植物類は、日本未発生の病害虫を国内に侵入させる可能性があるからです。

国際郵便を取り扱う郵便局では、植物防疫官が出向いて、郵便局員立会いのもとで検査を行っています。一方、植物が入っていることがわからないまま検査を受けずに輸入され、国内で販売されたり、栽培されると、病害虫の侵入リスクが大きくなります。

このような郵便物の植物検疫制度への理解を深めていただくため、平成 27 年 8 月から植物防疫所ホームページに「郵便物検疫」に関するコンテンツを新設しました。

植物防疫所ホームページのトップページ左下のバナー「郵便物での輸入」（図 1）をクリックすると、国際郵便物での植物の輸入に関するコンテンツが表示されます。国際郵便物で植物を輸入する場合の植物検疫手続の流れ（図 2）や注意事項を掲載していますので、植物の輸入を予定している方はぜひご覧ください。

植物には、発送元の国や植物の部位、用途、状態等により輸入が禁止されているものや、特別な輸入条件が定められているものがあり、その条件もさまざまです。したがって、植物を輸入する場合は、植物防疫所ホームページの「輸入条件に関するデータベース」の検索を利用するか、最寄りの植物防疫所に問い合わせるなどにより輸入条件を確認して下さい。多くの場合、輸出国での検査に合格したことを示す「植物検疫証明書」が必要です。この際、郵便物の外装に「植物在中」の表示をお願いします。

また、植物を国際郵便物で受け取った場合には、国際郵便局で輸入検査を終えた証印「植物検査合格証印」が押されていることを確認して下さい。もし、証印が無い場合は直ちに最寄りの植物防疫所に連絡をお願いします。



図 1 トップページのバナー

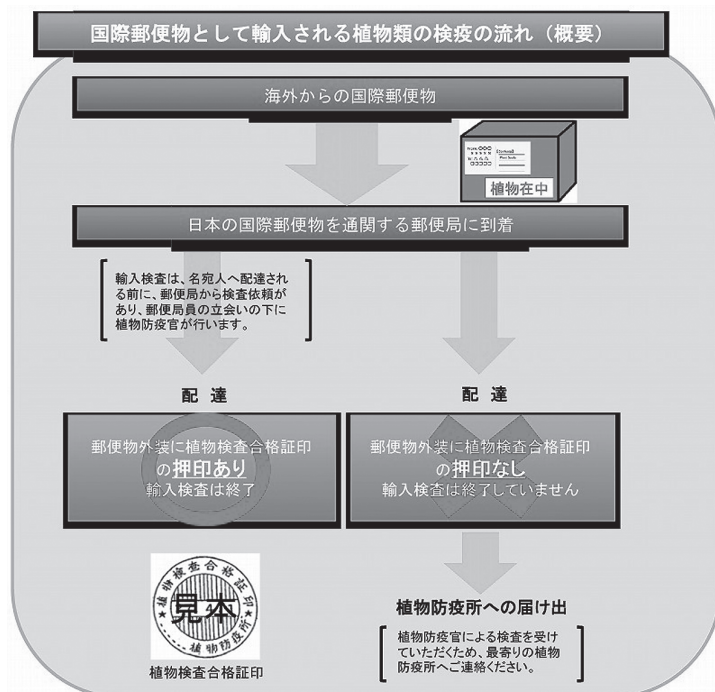


図 2 国際郵便物として輸入される植物類の検疫の流れ（概要）

ペルー産条件付きアボカド生果実の本邦初輸入

平成 27 年 6 月 15 日に植物防疫法関係規則が改正され、ペルー産アボカドのうち、ハス種の成熟していない生果実で、輸入条件に合致するものについては輸入できるようになりました。これまで、ペルー産のアボカド生果実は、日本が侵入を警戒している重要害虫のチチュウカイミバエが同国に発生しているため輸入が禁止されていました。しかし、成熟していないハス種のアボカド生果実には同ミバエが寄生しないことが科学的に明らかになったことから、ペルー植物防疫機関が指定する生産地域で生産・管理され、船積貨物又は航空貨物として輸送することなどを条件に輸入が解禁されました。



成田空港に輸入されたペルー産ハス種アボカド

初輸入は 8 月 27 日で、成田空港に約 3t が、9 月 14 日には東京港に約 22t が輸入されました。

輸入されたアボカドは鮮やかな緑色で、果肉は硬く成熟していない果実であり、輸入検査の結果、成熟した果実の混入や検疫の対象となる検疫有害動植物の付着も認められず合格となりました。



東京港での検査状況

ハス種のアボカドは楕円形で果皮が厚く、成熟するにつれて緑色から黒色に変化し、果肉も軟化するという特徴があり、ペルーをはじめメキシコ、インドネシアなどの温暖な地域で主要な品種として栽培されています。

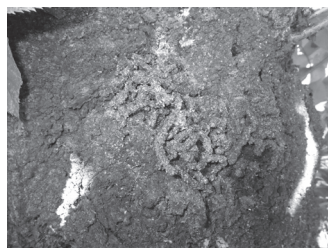
(横浜植物防疫所成田支所、東京支所)

愛知県海部郡で発生が確認された クロジャコウカミキリ (*Aromia bungii*) について

近年、国内の一部地域においてクロジャコウカミキリの発生が確認されています。

愛知県では平成 24 年 7 月に海部郡のサクラから成虫の発見があり、これが国内におけるこの種の初発見事例となりました。

もともと中国、モンゴル、朝鮮半島などの東アジアに分布し、成虫は体長 30 ～ 40mm 程度、全体が光沢のある黒色で前胸のみ赤いのが特徴です。文献上ではサクラを始めアズキ、ウメ、モモなどサクラ属の植物を好み、幼虫は生木に食入しますが、食害がひどい場合は被害樹が枯死することもあるとされています。幼虫が排出したフラス(木くず) す。



愛知県での調査では幼虫は長い棒状の特徴的なフラス(木くず)を排出し、これがこの種の

発生を確認する際の目安となります。通常は樹の地際に寄生が見られますが、多くの寄生を受けた樹では幹の高い部位にも食害が及びます。



クロジャコウカミキリ成虫
幼虫は材の中で数年をかけて成長するため、伐採して保管観察している原木からも数年にわたり成虫が羽化することが確認されています。

クロジャコウカミキリの幼虫は材の中に食入しているため、被害樹の伐採以外は完全な防除が難しいのが現状です。名古屋植物防疫所では効果的な防除法を探索するため、この種の発生状況及び生態について調査を行っています。

現在のところ愛知県での分布は一部地域に留まっていますが、さらなる拡大がないか引き続き注視していく必要があります。

(名古屋植物防疫所)

小学生を対象とした植物検疫の体験会

平成 27 年 8 月 18 日、岡山県倉敷市の水島港湾合同庁舎で子どもお仕事体験「植物検疫の体験—虫を見つけて顕微鏡で見てみよう—」を開催しました。これは、職業体験や社会体験を通して社会の仕組みや自分の将来を考えるきっかけの場を提供することなどを目的に、小学 1 ～ 4 年生を対象に NPO 法人吉備野工房ちみち（岡山県総社市）からの依頼で実施したもので、植物検疫のプログラムに 6 組 14 名の親子が参加しました。

はじめに、水島出張所で行っている台湾向けモモ生果実の輸出検疫、種馬鈴しょ検疫、本船積み穀類の輸入検査について説明し、その後、子どもたちにふるいを使った検査と当所で準備した日本産の穀類害虫 3 種を顕微鏡で観察して虫の名前を当てる同定体験をしてもらいました。子どもたちは植物防疫官から説明を受けながら、害虫を熱心に観察するなど積極的に体験に取り組み、植物検疫について興味を深めていた様子でした。また、体験終了後、参加した子



米のふるい検査体験の様子

どもには顔写真入り『子ども防疫官証』を渡し、好評を得ました。

今回の体験は植物検疫をより身近に知っていただく良い機会となったことから、今後も工夫を重ねながら広報活動に力を入れていきたいと考えています。

（神戸植物防疫所広島支所水島出張所）

福岡支所で増加する輸出青果物について

福岡支所での輸出青果物の検査実績は近年増加傾向にあり、5 年前のほぼ 5 倍の件数となっています。主な品目は、台湾向けのウンシュウミカン、カキ、ナシ、キノコ類、ヤマイモ及びサツマイモ並びにタイ向けのカキ及びナシなどで、イモ類やキノコ類が特に増加しています。検査は、輸出関係者の要望に基づいて博多港の港湾地域にある定温倉庫のほか、青果卸売市場で実施しています。



台湾向けサツマイモの輸出検査

現在、福岡市は、市内 3 か所にある青果市場を再編し、平成 28 年 2 月の開場に向けて、博多港の港湾地域に新市場を整備しています。新市場は、国内青果物流通の基幹システムとしての機能を有するほか、港湾機能に直結しアジアを視野に入れた拠点市場と位置付けられ、卸売業者を核とした九州農産物の輸出促進体制の構築も計画されています。

今年 8 月には九州一体で農産物輸出を目指す新会社が設立され、香港向けに国産農産物を高品質のまま輸送することが可能な CA コンテナ（温度、酸素濃度及び湿度の調整が可能）での輸出もあり、更なる輸出拡大が期待されています。

植物防疫所では、引き続き、輸出国の検疫要求事項に基づいた輸出検疫を行うとともに、輸出者の利便性を考慮した迅速・円滑な検査対応を心掛けていきます。

（門司植物防疫所福岡支所種苗・国内及び旅客検疫担当）

大学生・研究者を対象に植物検疫の講演を実施

那覇植物防疫事務所では、様々な機会を捉え、植物検疫の広報活動を行っています。このたび、国立大学法人琉球大学からの依頼で、同大学で、植物防疫官が2つの講演を行いましたので紹介します。

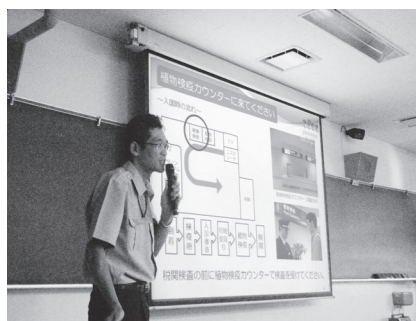
7月23日、理学部、農学部の実験室及び学生約45名を対象に、「研究者のための植物検疫制度概説」という演題で講演しました。植物検疫の概要を説明した上で、輸入禁止対象の植物や土壌を試験研究のために輸入する許可手続きについて解説しました。また、他機関の研究者が、国際郵便物で植物類を輸入し、植物検疫を受けずに試験研究に供する事例があったことから、必ず植物防疫官の輸入検査を受けるよう注意喚起しました。聴講した研究者からは、許可を受け輸入した植物類の管理場所の基準などについて質問があり、輸入許可制度に対して関心が高いことがうかがえました。

7月25日には、農学部の学生約80名を対象に「沖縄の害虫相と防除について」という演題で講演しました。沖縄にはかつて、ミカンコミバエとウリミバエが発生しており、農作物に大きな被害がありました。このため、両ミバエ

の根絶事業が南西諸島で行われたことや、また、これらミバエが分布している東南アジアなどの国々から、海外研修員を受け入れ、ミバエ殺虫技術に関する JICA の集団研修を那覇植物防疫事務所ですべて行っていることなどを紹介しました。当日は台風が近づく中での講演となりましたが、聴講した学生は熱心にメモをとり、多くの質問がありました。

両講演とも、植物検疫制度を周知する上で、良い機会となりました。今後も広報活動に努めてまいります。

(那覇植物防疫事務所輸入検疫担当)



琉球大学で講演を行う植物防疫官

お知らせ

奄美大島などでミカンコミバエ種群が発生しました 奄美産果物などの移動を制限しています

ミカンコミバエ種群は、東南アジアなどに生息している重要害虫で、カンキツ類やマンゴーなどの果実類、トマトやピーマンなどの果菜類に幼虫が寄生して甚大な被害を与えます。南西諸島では、発生地の台湾・フィリピン方面から風に乗って飛来することがあるため、植物防疫所では誘引剤を用いたトラップを設置し、侵入警戒調査を実施し、国内への侵入の早期発見に努めているところです。

そのミカンコミバエ種群の成虫が、今年9月以降、奄美大島などで継続的にトラップに誘殺されたほか、幼虫が寄生した果実が発見されました。このため農林水産省では、ミカンコミバエ種群のまん延防止と根絶に万全を期すため、植物防疫法の規定に基づく緊急防除を平成27年12月13日から開始しました。カンキツ類などの生果実は、防除区域からの移動が制限されています。詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/mibae/mikan.html)

